

検察官から実質証拠として証拠請求された被疑者取調べの録音・録画記録媒体につき、時間を限定したうえ音声部分のみを証拠採用した事例

【文献種別】 決定／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和1年7月4日

【事件番号】 平成29年（合）第275号

【事件名】 検察官からの録音・録画記録媒体の取調べ請求事件（一部証拠採用決定）

【裁判結果】 一部証拠採用

【参照法令】 刑事訴訟規則 189条の2・205条1項等

【掲載誌】 判例集未掲載

LEX/DB 文献番号 25564030

事実の概要

被告人は、平成29年8月22日、有料老人ホームの浴室において、自力で立ち上がることのできない入居者Vを浴槽内に投げ入れ、同所において溺死させて殺害したとの殺人の訴因で起訴された¹⁾。事件は公判前整理手続に付され、Vの溺死に対する被告人の関与の有無が争点となっていたことから、検察官は、平成29年11月14日15時42分頃から同日18時23分頃までのS検事による取調べ（以下「本件取調べ」という。）における被告人（当時「被疑者」）の供述及びその状況を録音・録画した記録媒体（以下「本件記録媒体」という。）を、「介護士としての稼働状況、犯行に至る経緯、犯行状況及び供述状況等」を立証趣旨として（すなわち実質証拠として）証拠請求した。

これに対して弁護人は、(1) 本件取調べにおける自白は任意性を欠いており証拠能力は認められない、(2) 本件記録媒体を実質証拠として採用することは、①公判中心主義や直接主義に反する、②供述の信用性判断にあたり、被告人の供述態度に目を奪われて客観的な視点からの分析が軽視される危険がある、③争点の拡散、審理の肥大化等のおそれがあることなどを根拠に、取調べの必要性を欠くと主張した。

決定の要旨

裁判所は、事実取調べの結果、以下のとおり判

示して、本件記録媒体を限定的に証拠採用する旨の判断を示した。

(1) 本件取調べにおける被告人の不利益事実の承認又は自白には任意性がないことを疑わせるような事情はなく、本件記録媒体に証拠能力を認めることができるが、そのうち、(2) 証拠調べの必要性があるのは、本件犯行の自白を含む犯行当日の状況に関する被告人の供述及びその状況（画面表示時刻「16:23:53」から「17:43:25」までの約80分）であり、かつ取調べ状況を録画した映像について取り調べるのは相当でない。

特に(2)との関係につき、「本件取調べにおいて被告人の供述調書は作成されておらず、当該自白の立証には、その供述状況等を録音・録画した本件記録媒体に代わるべき証拠は他に存在しない。」「他方、本件録音・録画記録媒体には、本件取調べの全過程が録音・録画されており、犯行状況についての自白を超える供述内容を含んでいる。また、当該自白は、その信用性も争われる見込みであり、これを供述状況を録画した映像から認められる供述者である被告人の表情や態度などから判断することは、容易でないばかりか、直感的で主観的な判断に陥る危険性が高い。本件が裁判員裁判対象事件であることも踏まえると、本件記録媒体の録画映像部分を公判廷で取り調べることは相当ではない。」

判例の解説

一 検討の対象

本決定の判示事項は、上述のとおり、(1) 自白の任意性の有無と、(2) 証拠調べの必要性・相当性(刑訴規則 189 条の 2、同 205 条 1 項等)である。(1) との関係で弁護人も指摘するとおり、本件取調べに先立って、警察により夜間にまで及ぶ長時間にわたる任意取調べが行われており、しかもその際「被告人を威圧するような警察官の言動等が認められることを踏まえると、被告人に対して相当程度の精神的心理的圧迫を与え、警察官に迎合的な供述を引き出すおそれのある取調べ方法であったといわざるを得ない」ことは、本決定によっても認められている。それゆえ、本決定は、自白の任意性の認定との関係でも興味深い問題を提起していることは確かであるが²⁾、本稿はその点にはこれ以上立ち入らず、専ら (2) との関係で検討を進める。

また、証拠調べの必要性を検討する前提として、被疑者取調べを録音・録画した記録媒体(以下、単に記録媒体ともいう。)を実質証拠として用いることの可否についても、本来確認しておくべきであるが、本稿では紙幅の関係もあり立ち入ることができない。もっとも、その点については本決定も、自白の任意性を肯定した上で、他の証拠能力上の問題点に立ち入ることなく直ちに証拠能力を肯定しており、少なくとも証拠能力のレベルで法的規律を及ぼそうとする立場には立っていない。そこで、本稿でも、その点については差し当たり積極的に解しうることを前提に検討を進める。

二 証拠調べの必要性・相当性の判断枠組み

1 証拠調べの必要性の意義

そもそも現行刑法訴訟法は、訴訟当事者に証拠調べ請求権を保障する一方で(298 条 1 項)、証拠請求に対する採否の裁判の形式を決定と定めるだけで(規則 190 条 1 項)、採否の基準を明文で規定していない。そして、裁判実務では、証拠能力を有する証拠が請求された場合でも、取調べの必要性という観点から、その請求を却下する広範な裁量が裁判所に留保されてきたとされる³⁾。しかも、裁判員裁判を契機として、証拠調べ請求にあたっては証拠を厳選すべきことが明文で要求されるよう

になり(規則 189 条の 2)、裁判所も、証拠の採否にあたり、これまで以上に必要性を厳格に吟味していくことが求められるようになっている⁴⁾。

従来、証拠調べの必要性の意義については、専ら事案や争点に関連しない無駄な審理はしないという視点あるいは審理の合理化を図るという視点に重点が置かれていたが、上記のように裁判員制度の導入に伴い、判断者の混乱や誤解を防ぐという視点も重要な視点の一つとして考慮されるようになった。その結果、現在では、証拠の実質的な価値の程度を意味する「証拠調べの必要性(狭義)」と、判断者の混乱や誤解を防ぐなど証拠調べに伴う弊害の程度を意味する「証拠調べの相当性」とに区別し、両者の総合考慮に基づいて証拠の採否(広義の証拠調べの必要性)を判断すると整理されるに至っている⁵⁾。ここで総合考慮とは、まず前者を出発点とし、その程度が高ければ基本的に広義の必要性は肯定され、他方で、前者が低ければ後者の考慮が重みを持つことになるから、結局のところ利益衡量である⁶⁾。

問題は、そのような利益衡量にあたってそれぞれ考慮すべき要素が何かである。特に記録媒体のように供述を内容とする証拠の場合には、当該証拠の実質的な価値は要証事実が何かによっても異なりうることから、狭義の必要性の内容は慎重に検討しなければならない。そこで、次にこの点を検討する。

2 記録媒体との関係で考慮すべき要素

記録媒体の証拠調べの文脈でも、その必要性判断(広義)にあたっては、公判廷における記録媒体の取調べが要証事実の立証にどれだけ資するか(狭義の必要性)、証拠調べの実施によりどのような弊害が生じるのか(相当性)などの点を踏まえて総合的に考慮する必要があるとされている⁷⁾。

ここで考慮されるべき要素、特に狭義の必要性については、記録媒体の証拠調べ自体が比較的新しい問題であることにあって、必ずしも十分に整理されていないようである。しかし、要証事実の立証にどれだけ資するかが問題であるのだから、そもそも (a) 要証事実ないし争点がある(争点の重要性)⁸⁾、(b) 当該要証事実との関係で、被告人の捜査段階の供述が必要なのかどうか(証拠としての重要性)、仮に必要だとして (c) 記録媒体以外

に被告人の捜査段階の供述を公判廷に顕出する方法の有無（証拠方法としての代替可能性）といった点については、少なくとも確認しておく必要があるだろう⁹⁾。

これに対し、相当性の考慮要素については、これまでかなりの程度明らかにされており、(d) 記録媒体から供述内容の信用性を判断することの困難性と危険性の有無、(e) 記録媒体を法廷で長時間再生して取り調べることの弊害の有無を考慮すべきことになろう¹⁰⁾。相当性に関連して近時慎重な見解を示す高裁判例が相次いで登場したことは、周知の通りである¹¹⁾。本件における弁護人の指摘も、そのような近時の裁判例の流れを的確に捉えたものである。

そこで、以上の観点を踏まえ、本決定の判断内容を検討してみることにする。

三 本決定の判断内容の検討

1 狭義の必要性

(a) 本件における争点は、本決定も述べるとおり、被告人の犯人性、具体的には被害者の溺死に被告人が関与していたかどうかであった。殺人の実行行為の態様に直接関わる問題であり、主要事実の認定を左右する重要な争点であることは明らかである。もっとも、判例上、実行行為の具体的な態様については、それを詳らかにしえない事情がある場合には、罪となるべき事実の記載については概括的でも差し支えないとされている¹²⁾。それゆえ、犯人性の認定にあたって、実行行為の具体的な態様を必ずしも明らかにする必要がない場合がある点にも留意しておくべきである。

次に、(b) 公判廷において被告人は犯人性を否認している一方、本決定も言及しているとおり、具体的な殺害の態様について他の証拠から確定することは困難であり、これを説明する証拠資料は記録媒体における被告人（供述時被疑者）の供述以外には存在しなかった。冒頭でも触れたとおり、起訴状における公訴事実として、被告人が浴槽内にVを「投げ入れ」たと記載されたのも、この捜査段階の自白に基づくものと考えられる。それゆえ、少なくとも検察官にとっては、当該被告人の供述は立証上きわめて重要な位置づけが与えられていたことを看取しうる。しかしながら、本件の本案裁判によれば¹³⁾、裁判所は犯人性の認定を

当該被告人供述ではなく、間接事実の認定を通じて行っている。この点で、検察官にとっての当該供述の重要性と裁判所にとっての重要性には違いが生ずることになる。そのような違いが狭義の必要性判断にどのような違いをもたらすのかは、本決定からは必ずしも明らかでない¹⁴⁾。もちろん、証拠調べ請求は当事者のイニシアティブによるものではあるが、証拠調べの必要性が本質的に裁判所の裁量判断であることからすれば、事案によっては裁判所にとっての重要性が優先される場合も否定できないであろう。

さらに、本決定も述べるとおり、(c) 本件取調べにおいて被告人の供述調書は作成されておらず、当該自白の立証には、その供述状況等を録音・録画した本件記録媒体に代わるべき証拠は他に存在しなかった。もっとも、記録媒体以外に全く代替策がないかといえ、必ずしもそうではない。例えば、記録媒体の内容を反訳し、合意書面として証拠請求するという方策も考えられるからである¹⁵⁾。本件弁護人によれば、本件でもそのような提案がなされたようであるが、検察官はこれを拒否し、あくまでも記録媒体による立証を選択したとされる¹⁶⁾。その点の当否に対しては賛否両論ありうらと思われるが、本稿では紙幅の関係もあり、これ以上立ち入らない。

いずれにしても、狭義の必要性それ自体は、決して低いとはいえない（むしろ、検察官の立証方針の下ではかなり高かった）と評価しうる。

2 相当性

これに対し、相当性に関しては全体的に慎重な態度が窺える。まず、本件記録媒体には本件取調べの全過程が録音・録画されており、犯行状況についての自白を超える供述内容（すなわち争点以外の内容）を含んでいる点が挙げられている。だからこそ、上記・検察官の立証趣旨のうち「犯行状況」に限定し、約80分の限度での証拠採用に至ったものと考えられる。これは、どちらかといえば、上記(d)と親和性のある部分と整理できる。

その上で、本件記録媒体中の自白は、任意性のみならず、信用性も争われる予定であるところ¹⁷⁾、記録媒体の視聴、とりわけ供述態度の評価に重きを置いた信用性の判断は、直感的で主観的なものとなる危険が高いこと、さらに、本件が裁判員裁

判対象事件であることも踏まえ、映像部分の相当性を否定している。これらはいずれも上記(e)に関係する部分と評価しうる。従来から、(e)の観点を強調しつつ、映像部分を除く音声のみを採用すべきとの見解も存在したところ¹⁸⁾、管見の限り、そのような立場を初めて採用した裁判例であろう。なお、先例では、記録媒体を通じた直感的な信用性判断の危険性は、「裁判員の参加する手続であると否とで異ならない」と指摘されていたが¹⁹⁾、本決定があえて裁判員裁判であることに言及した点は、とりわけ裁判員裁判では(e)の観点到留意すべきことを注意喚起した趣旨と解しうる。

四 本決定の意義

もともと証拠調べの必要性とは裁判所の裁量判断であることから、その判断の過程や具体的な内容が裁判書(特に本案裁判)には現れにくく、外部からは検証しにくい。この点は、記録媒体の証拠調べに対して消極的な態度を示す裁判例にせよ、逆に実質証拠としての取調べを是認した裁判例にせよ²⁰⁾、同様のことがいえる。それゆえ、本決定の意義は、何よりも記録媒体の証拠調べの必要性(広義)の中身について正面から判示した点に認められよう。近時の争点としての重要性に鑑みてのことと思われる。

しかも、本決定は、結論として記録媒体の証拠調べの必要性(広義)を肯定しつつも、相当性を慎重に判断して、映像部分は採用せず、音声のみ、しかも争点と関係する部分に限定して証拠採用した点でも、今後の実務にとって参考資料としての価値が高いであろう。従来、記録媒体については実質証拠としての取調べについてオール・オア・ナッシングで議論される傾向も認められたところ、少なくとも利益衡量たる証拠調べの必要性判断の次元において、一つのバランスの在り方を示すものとして積極的に評価しうる。

●——注

- 1) 事案の概要及び起訴状記載の公訴事実については、本件弁護人である山下幸夫弁護士が第32回刑事司法研究会(2019年12月22日)において行った事例報告による。
- 2) この点については、伊藤雄睦「判評」法セ780号116頁参照。
- 3) 以上につき、角田雄彦「『必要性』判断から『許容性』判断への一元化へ」後藤昭ほか編『刑事弁護の現代的課

- 題』(第一法規、2013年)303頁。
- 4) 河上和雄ほか編『大コメ刑罰第6巻[第2版]』(青林書院、2011年)211頁[高橋吾吾]。
- 5) 司法研修所編『科学的証拠とこれを用いた裁判の在り方』(法曹会、2013年)37頁以下。
- 6) そのため、ここに至って証拠調べの必要性和法律的関連性の概念はかなりの程度近接することになるが、本稿ではこれ以上立ち入らない。この点については、佐々木一夫「証拠の『関連性』あるいは『許容性』について」原田國男判事退官記念論文集『新しい時代の刑事裁判』(判例タイムズ社、2010年)183頁ほか参照。
- 7) 市川太志「裁判員裁判における録音・録画記録媒体の実質証拠使用について——その経緯と今後の展望」判時2413=2414合併号236頁(特に247頁)。
- 8) 市川・前掲注7)248~249頁では、要証事実毎に①~④まで類型化されており、示唆的である。
- 9) 川出敏裕『刑事手続法の論点』(立花書房、2019年)206頁以下は、本文(b)及び(c)の要素を指摘するものとも評価しうる。なお、公判廷における被告人の供述状況(否認の有無等)は、(b)と(c)の両者に関係しうる。
- 10) この(c)及び(e)は、市川・前掲注7)247頁による。ただし、便宜上、原典で付されている番号は変更した上で引用した。なお、このような考慮要素は、すでに司法研修所編『裁判員制度の下における大型否認事件の審理の在り方』(法曹会、2008年)26頁においても指摘されている。
- 11) 東京高判平28・8・10判時2329号98頁、東京高判平30・8・3判時2389号3頁(いわゆる今市事件控訴審判決)。
- 12) 最決平14・7・18判タ1105号140頁ほか。
- 13) 東京地判令元・10・11公判物未掲載。
- 14) 本件の弁護人によれば、公判前整理手続の打ち合わせにおいて、裁判所は一度は検察官に対して、情況証拠による立証を促したようである。
- 15) 小坂井久「取調べ可視化条項・刑訴法301条の2をめぐって」川崎英明ほか編『刑事弁護の原理と実践』(現代人文社、2016年)357頁(特に375頁)ほか。
- 16) このような方向性を基本的に支持するものとして、清野憲一「録音・録画下の供述立証に関する一考察」判時2415号88頁(特に104頁)。
- 17) ちなみに、本案裁判では、公判での供述も含め、犯行状況に関する被告人の供述の信用性は否定されている。
- 18) 小坂井・前掲注15)のほか、指宿信『被疑者取調べ録画制度の最前線』(法律文化社、2016年)308頁。
- 19) 前掲東京高判平28・8・10(103頁)。
- 20) 近時のものとして、東京高判平30・4・25LEX/DB25449487、広島高判平28・9・13LLI/DBL07120426ほか。